

# 一宮市自治基本条例（素案）

## 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市民参加のまちづくり（第 5 条—第 12 条）

第 3 章 市民によるまちづくり（第 13 条—第 17 条）

第 4 章 市民のための議会（第 18 条）

第 5 章 市民のための行政（第 19 条—第 23 条）

第 6 章 実効性の確保（第 24 条・第 25 条）

付則

## 前文

わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曾川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。

この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。

~~そこで~~わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよいまち一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。

### 【説明】

○前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

- ・第1段落は、本市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、一宮の名前の由来、木曾川及び繊維産業について述べています。
- ・第2段落は、この条例を制定する背景として、地域主権を進展させるために自己決定・自己責任に基づく自治体の自立的運営が強く求められていることや、本格的な少子高齢化社会などにより、改めて地域社会のあり方に市民の関心が向かいつつあり、また、地域を支える市民活動も活発に行われていることなどを挙げ、新しいまちづくりの基本的理念として、市民・議会・執行機関の協働や市民自治により、まちづくりに取り組む決意を明らかにしています。
- ・最後の段落は、一宮市民憲章に掲げられた精神を尊重したまちづくりを行うためにこの条例を制定することを述べ、本則へとつなぐ役割を果たしています。

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、本市における~~市民自治による~~まちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とします。

【説明】

○第 1 条は、この条例の目的について定めています。

- ・ 目的規定は、前文に掲げられたまちづくりの基本理念にそって、この条例は何を定めているかをより具体的に示したものです。
- ・ 「前文に掲げられたまちづくりの基本理念」とは、前文の 2 段目にある「市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築する」と、「市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負う」の 2 つを指しています。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨は、最大限尊重されなければなりません。

【説明】

○第2条は、この条例の位置付けについて定めています。

- ・この条例は、市の条例体系の中では他の条例と同様に一つの条例ですが、まちづくりに係る基本事項を総合的に規定するもので、他の条例、規則等の制定や改正に当たっては、この条例との整合を図ります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 一宮市（以下「市」といいます。）の区域内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市の区域内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

~~(2) 市 市議会及び執行機関で構成する地方公共団体をいいます。~~

~~(3) 市民自治 市民が、住みよいまちづくりをめざし、主体的に多様な公益的活動を行うことをいいます。~~

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) まちづくり 市民が幸せに暮らすまちとしていくための、あらゆる活動及び事業をいいます。

(4) 協働 市民、議会及び執行機関が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。

(5) 地域活動団体 市民のうち、地域で公共的活動を行う団体であって、地域ごとに形成されたものをいいます。

(6) 非営利活動団体 市民のうち、自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動するもの（地域活動団体を除きます。）をいいます。

#### 【説明】

○第3条は、この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義しています。

・第1号「市民」について

これからの一宮市のまちづくりを進めるに当たり、多様化する諸問題に対しては、住民だけでなく、町内会やNPO、ボランティア、企業をはじめ広く市に属しているという意識を持っているものの力を結集することが必要であることから、地方自治法に定める住民（市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で活動している市民活動団体など様々な活動を行っている個人や団体も「市民」に含めています。

~~・第2号「市」について~~

~~議会及び市長その他の執行機関で構成される基礎自治体としての一宮市をいいます。~~

~~・第3号「市民自治」について~~

~~「市民自治」とは、まちをよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことをいいます。具体的には、町内会やNPOでまちづくり活動を応援したり参加したり、市長や市議員を選出することです。~~

・ 第2号「執行機関」について

地方自治法上市の執行機関とされている、市長及びその他の市の機関を示します。

・ 第3号「まちづくり」について

「まちづくり」とは、かたちとして目に見えるもの（道路・建物・下水道・公園・広場など）や、かたちとして目に見えないもの（伝統・文化・歴史・産業・教育・自然・人と人とのつながり・心と心のふれあいなど）、市民の暮らしを支えるすべてのものをより良くしていく持続的な活動をいいます。

・ 第4号「協働」について

「協働」とは、市民・議会・執行機関が、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、まちづくりに協力していくことをいいます。

・ 第5号「地域活動団体」について

「地域活動団体」とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする住民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の課題に取り組む団体をいいます。

・ 第6号「非営利活動団体」について

「非営利活動団体」とは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホタルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織（法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など）をいいます。

(まちづくりの基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 情報共有の原則(まちづくりに関する情報を共有することをいいます。)
- (2) 参加の原則(市民がまちづくりに参加できるよう、その機会が多様に保障されることをいいます。)
- (3) 協働の原則(協働によりまちづくりを推進していくことをいいます。)
- (4) 有効性の原則(有効性の高いまちづくりを行うことをいいます。)

【説明】

○第4条は、市民・議会・執行機関が共に担っていく一宮市のまちづくりの基本原則を定めています。

・第1号「情報共有の原則」について

「情報共有の原則」とは、参加や協働によるまちづくりの推進の上で市民と市とがお互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、行政運営における情報共有とは、市が保有する情報は市民の財産であり、市がこの適切な発信と管理を市民からゆだねられているとの認識のもとで運用する必要があります。また、協働によるまちづくりを進めるためには、市の情報を市民に提供するだけでなく、市民の持っている情報や能力を共有する必要があります。

・第2号「参加の原則」について

「参加の原則」とは、市民の参加のもとでまちづくりを進めていくことです。市民は、まちづくりの各過程に参加する権利を有しますので、市は、参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要です。

・第3号「協働の原則」について

「協働の原則」とは、市民・議会・執行機関がその立場や特性を生かし、それぞれを補完しながら地域の課題解決を図ることです。

・第4号「有効性の原則」について

「有効性の原則」とは、まちづくりを担う人々が心がけることとして、単に無駄を省くことにとどまらず、潤沢ではない資源を有効に使い、確実に効果を挙げる

## 第2章 市民参加のまちづくり

(市民の権利)

**第5条** 市民は、市が保有する情報を知る権利を有しています。

**2** 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

【説明】

○第5条は、まちづくりにおいて市民に保障されるべき権利を定めています。

・第1項は、第4条第1号の規定に基づき、市民は、市が保有する情報を知る権利があることを定めています。

・第2項は、まちづくりの主体は市民であることを明らかにするとともに、市民は、誰でもまちづくりに参加できることを定めています。



(市民の役割)

**第6条** 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加しなければなりません。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

【説明】

○第6条は、まちづくりにおいて市民に保障される権利に伴う責務を定めています。法的な義務として強制するものではなく、主体的に果たす役割として謳っています。

- ・まちづくりによって幸せに暮らせるまちを築くことは、市民と市との共通の目的です。そうしたことから、まちは市民が自ら主体となつてつくるものであり、市民にはまちづくりに参加する責務があることを明確にしました。ただし、参加と協働は、いずれも市民の自発的な発意と自由な意思に基づくものであり、参加又は協働をしない市民に対して参加しなかったこと等をもってペナルティーを課すなどの特別な不利益を与えないよう、市は配慮することが必要です。

(情報共有)

**第7条** 市が保有する情報は、市民との共有物であって、市は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

2 市民が保有する公共的活動に関する情報は、まちづくりを進めるために有用であり、市民及び市は、これを適正に共有するよう努めます。

【説明】

○第7条は、情報公開及び提供について、議会及び市長その他の執行機関が必要な措置を講じるべきことを定めています。

- ・第1項は、市民参加の第一歩は情報を知ることであるという考え方に基づき、市は、行政文書の開示制度だけでなく、情報の提供、公表、会議の公開などを積極的に行うことを定めています。なお、「一宮市情報公開条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。
- ・第2項は、市民の持つまちづくりに関する情報を有効に活用するため、個人情報 の適正な取扱いに注意しながら情報共有に努めることを定めています。

(市民の参加の機会の保障)

第8条 市は、市民の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。

【説明】

○第8条は、市政への市民の参加を推進するために、市がすべきことを定めています。

- ・第1項は、市民に市政への参加の機会を保障するために必要な制度の整備について定めています。なお、家庭、仕事など様々な事情により参加が困難、あるいはできない市民も実態として多く存在しています。また、まちづくりに対する関心が低く、機会があっても参加しない市民も多く存在しています。したがって、このような事情のある人々、関心が低い人々にも参加していただけるよう、配慮・工夫しなければなりません。また、まちづくりの計画・実施・評価・見直しの各段階で参加の機会を設けることも必要です。「多様」には、こういった意味も含まれています。
- ・第2項は、市は、市民の意見や提案を求め、有用なものについては行政の運営に反映していくことを定めています。なお、「多様な方法を用いて」とは、パブリックコメント、タウンミーティング、市民参加のワークショップ、審議会、市民アンケートなど、その時代やその計画等の特性を考慮して用いていくことを想定しています。

(子どもの参加の機会の保障)

第9条 市は、子どもの頃から自らのまちに市民が愛着を持てるよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

【説明】

○第9条は、市政への子どもの参加を推進するために、市がすべきことを定めています。

- ・子どもは、一宮市の将来を担う大切な宝です。子どもたちが、自らのまちに愛着を持ち、まちをよくしていこうと思ってもらえるよう、子どもが参加しやすいまちづくりへの参加の機会を保障する制度等を市は整備する必要があります。

(総合計画)

- 第10条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。
- 2 市長は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障します。
- 3 市長は、総合計画の推進及びその進捗<sup>ちよく</sup>管理に当たっては、各事業の有効性に留意します。

【説明】

- 第10条は、市政の最も根幹となる総合計画について定めています。
- ・市が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、当然のこととして、「本市のまちづくりに関する最も基本的な意思の表明」であるこの条例の基本理念に沿って定められなければなりません。
  - ・第1項は、地方自治法第2条第4項で策定することが義務付けられている基本構想について、再定義し、策定することを定めています。
  - ・第2項は、総合計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民参加で行うことが定められています。なお、「第6次一宮市総合計画」の策定では、市民参加が進められ、市民の意見が採り入れられるようになりましたが、さらに市民参加をすすめる、市民の意見などが反映され、市民も当事者として責任が持てる計画策定が求められています。また、現在、総合計画推進市民会議において、総合計画の評価及び新規事業の提案を市民が行っています。
  - ・第3項は、総合計画の推進及び進捗<sup>ちよく</sup>管理は、有効性の原則に基づいて行うことを定めています。

(市政に関する意見等の取扱い)

第 11 条 執行機関は、市政に関する意見、要望及び苦情（以下「意見等」といいます。）を公正かつ迅速に処理します。この場合においては、事実関係の的確な把握に努めるとともに、利害の対立する事案については、中立的な立場で処理しなければなりません。

2 執行機関は、市政に関する意見等への対応に当たっては、市民の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。

【説明】

○第 11 条は、市政に対する意見、要望及び苦情の取扱いについて定めています。

- ・第 1 項は、市長及びその他の執行機関は、市民から寄せられる行政の運営に関する意見等への対応に当たっては、事実関係を確認した上、関係者の利害関係に配慮しつつ、中立的な立場で、公正かつ迅速に処理をしなければならないことを定めています。
- ・第 2 項は、市長及びその他の執行機関は、市政に関する意見等への対応に当たっては、市民の権利と利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制の整備に努めることを定めています。なお、市民の市政に関する意見等が個人・地域・団体エゴではなく、一定の公共性があると判断される場合は、行政の運営に取り入れ、まちづくりに活用することを目指します。

(住民投票)

- 第 12 条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。
- 2 前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格、成立要件その他住民投票の実施に關し必要な事項を定めるものとしします。
- 3 議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

【説明】

○第 12 条は、間接民主主義制度を補完し、住民が直接市政に参加する仕組みである住民投票制度について定めています。

・第 1 項について

市長は、市の将来を大きく左右するような市政に関する重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、直接、住民の意思を問う住民投票を実施することができる旨を定めています。なお、住民投票は、住民の意思を直接市政に反映できる制度ですが、実施に当たっては、少数意見の取扱いなどに慎重さを要し、また、多額の費用もかかることから、例えば市町村合併など市の将来を左右し、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られた場合の最終手段として行われるべきものです。

・第 2 項について

住民投票を実施する手續は、対象事案ごとにその都度、住民投票を実施する条例を制定し、その条例で対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件などを定めることを規定しています。~~なお、個別に制定する住民投票を実施する条例で、投票資格者の住民の範囲が検討されます。~~

・第 3 項について

地方自治は、あくまで市長及び市議会議員双方を住民の代表とする間接民主制が原則であり、住民投票は、それを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。住民投票の結果については、決して市長及び市議会の選択や決断を法的に拘束するものではありませんが、住民の総意として尊重されるべきものとしています。

### 第3章 市民によるまちづくり

(協働によるまちづくり)

第13条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進していくものとします。  
2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。

#### 【説明】

- 第13条は、協働によるまちづくりについて定めています。「協働」とは、第3条の定義規定で定められているとおり、市民・議会・執行機関が、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、まちづくりに協力していくことをいいます。
- ・第1項は、まちづくりは、市民並びに議会及び執行機関の三者が協働をして推進することを定めています。
  - ・第2項は、協働によるまちづくり推進のため、市は制度の整備に努めることを定めています。ここでいう制度の整備とは、条例などの整備のほか、組織変更など、体制の整備も含まれます。



(地域活動団体)

- 第 14 条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。
- 2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。
- 3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。
- 4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

【説明】

- 第 14 条は、まちづくりにおける地域活動団体について定めています。地域活動団体は、地域内の住民の意思を反映する地域代表性を有し、地域に起こった問題全てに横断的に関わることができたり、向こう三軒両隣のつながりを作ることができたりといった、NPO や行政にはない特徴があります。
- ・第 1 項は、地域活動団体をまちづくりの主体として位置付けることを定めています。
  - ・第 2 項は、地域活動団体は、その地域の公共的課題の解決に努めることを定めています。課題の抽出に当たっては、地域内の住民相互の話合いが大切です。また、その解決に当たっては、小集団（地域事情によって異なりますが、例えば 20～30 世帯）での活動も有効と考えられます。
  - ・第 3 項は、地域活動団体は、開かれた運営を行うこと等を定めています。運営があらゆる世代に開かれていることはもちろんですが、特に若い世代を巻き込み、次世代の担い手を育てることも大切です。
  - ・第 4 項は、地域内の住民が地域活動団体に参加することを定めています。地域内の住民の積極的な関わりが地域活動団体の活性化につながります。

(非営利活動団体)

- 第 15 条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。
- 2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。
- 3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

【説明】

○第 15 条は、まちづくりにおける非営利活動団体について定めています。非営利活動団体は、制度がなかったり、隙間となっていたりする地域の課題に対して、先駆的・専門的に取り組むことができるといった、地域活動団体や行政にはない特徴があります。

- ・第 1 項は、非営利活動団体をまちづくりの主体として位置付けることを定めています。
- ・第 2 項は、非営利活動団体は、他の非営利活動団体と連携し、課題解決に努めることを定めています。
- ・第 3 項は、非営利活動団体は、年齢・性別・職業などに関係なく、多様な市民が参加しやすいように活動することを定めています。
- ・市民は、まちづくりにおける重要な担い手として非営利活動団体の役割を認識し、尊重するとともに、積極的にその活動に参加し、行動することが求められます。

(地域活動団体等への支援)

第 16 条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

【説明】

○第 16 条は、地域活動団体及び非営利活動団体に対する支援について定めています。

- ・市民は、「市民が選ぶ市民活動支援制度」で地域活動団体及び非営利活動団体を支援することができます。この制度については、「一宮市民が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例」に規定されています。
- ・市は、地域活動団体及び非営利活動団体を支援する際、そのニーズをよく把握し、自主性や自立性を損ねないように留意します。

(地域におけるまちづくり)

第17条 市は、地域の意思を反映させ、地域内の住民が自主的に身近な地域の課題の解決を図り、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、連区（地域の合意による複数の町内会で形成された区域をいいます。）単位でまちづくりを進めるための施策を講じます。

【説明】

○第17条は、地域におけるまちづくりの取組を推進することを定めています。

- ・住民に身近な地域の課題については、すべて市で処理するのではなく、地域のことを最もよく知っている住民が自ら考え、対処できる仕組みを作ります。具体的には、地域住民による自主的な地域活動の運営及び地域における課題の解決を図る「地域づくり協議会」という仕組みが始まっています。
- ・「地域づくり協議会」は、統合された地域への交付金・委託金の受け皿になるなど、新しい地域自治の仕組みです。今まで別々に活動することが多かった地域の団体等が、連区単位の地域づくり協議会という同じテーブルにつき、地域のことを一緒に考え、決定し、実行します。町内会で解決できることは町内会で、できないことを地域づくり協議会で、さらにできないことを行政が行うという相互補完的な関係を目指しています。一部の連区では既に設置され、運営されていますので、その成果と課題を検証しながら柔軟に仕組みを変えていく必要があります。

## 第4章 市民のための議会

(議会の役割及び責務)

- 第18条 議会は、選挙により選ばれた議員によって構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるよう努めます。
- 2 議会は、市政の適正な推進に資するため、監視機能及び政策立案機能を果たします。
- 3 議会は、より開かれた議会を実現するため、議会の情報公開及び議会への市民参加の推進に努めます。

### 【説明】

- 第18条は、議会の役割・責務を定めています。日本の地方公共団体は、首長と議会議員がいずれも住民による選挙で選ばれる二元代表性をとっており、その一方である議会の役割・責務について定めています。
- ・第1項は、市の意思決定機関である議会は、市民の声が市政に適切に反映されるよう努めることを定めています。議会は、地方自治法に定めるところにより、市政に関する意思決定を行う権限があります。また、議会は、選挙によって市民の信託を受けている議員で構成されていることから、市民の声を市政に適切に反映させることが求められます。
  - ・第2項は、議会が、その代表的な機能である監視機能と政策立案機能を発揮し、市政の適正な推進に努めることを定めています。議会には、地方自治法に定めるところにより、市の執行機関に対する監視機能や政策立案機能があります。
  - ・第3項は、議会は、開かれた議会のために情報公開や市民参加を進めることを規定しています。議会の情報公開や市民参加を進める方法としては、各種メディアを利用した議会中継をしたり、議会主催で市民・地域活動団体・非営利活動団体等との意見交換会を開催したりすることなどが考えられます。

## 第5章 市民のための行政

(市長の役割及び責務)

第19条 市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。

【説明】

○第19条は、市長の役割・責務について定めています。

- ・日本の地方公共団体は、首長と議会議員がいずれも住民による選挙で選ばれるという二元代表性をとっており、その一方である首長（市長）の役割・責務について定めています。市長は、行政における執行機関の一つですが、直接選挙により選ばれていることから、その役割・責務は特に重大です。
- ・市長には、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営することが求められています。

(執行機関の役割及び責務)

第 20 条 執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。

2 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。

【説明】

○第 20 条は、執行機関の役割・責務について定めています。

- ・第 1 項は、執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行することを定めています。また、市民の福祉の増進を図る上での大前提である市民のニーズを的確に把握するよう努めることを定めています。
- ・第 2 項は、執行機関は、社会情勢の変化に対応するなど、必要に応じてその組織を柔軟に改めることを定めています。また、職員の人員配置、研修及び出向などを通じてその職務能力の向上を図るよう努めることが定められています。

(職員の役割及び責務)

第 21 条 職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。

2 職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。

3 職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。

【説明】

○第 21 条は、職員の役割・責務について定めています。職員は、事務を実際に執行していること、市民と直接接する機会が多いことなどから、重要な役割・責務があります。

- ・第 1 項は、職員は、市民との協働によりまちづくりを進めることを定めています。
- ・第 2 項は、職員は、日本国憲法第 15 条第 2 項に謳われている「全体の奉仕者」であることから、市民全体のために働くことを定めています。
- ・第 3 項は、これからのまちづくりを推進するために、職員自らが、その職務能力のより一層の向上に努めることを定めています。職員の能力向上は、市民サービスの向上に直接つながります。



(財政運営)

第 22 条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。

【説明】

○ 第 22 条は、市政運営の重要な要素である財政について、その基本的な考え方を定めています。

- ・ 第 1 項は、市長は、地方自治法第 2 条第 14 項に定められている「最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とし、持続可能な健全財政の確立を図ることを定めています。
- ・ 第 2 項は、市長は、財政についての説明責任や透明性の確保を担保するため、財政状況を的確に把握し、市民に公表・説明することを定めています。平成 19 年 6 月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方財政健全化法)において、4 つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)が示され、総合的な財政状況を的確に把握し、財政の健全化を図るとされています。

(国等との連携)

第 23 条 市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。

【説明】

○第 23 条は、国等との連携について定めています。

- ・市が、国や県、関係地方公共団体のみならず、その他の機関と連携して課題解決に当たることを定めています。その他の機関としては、大学、研究機関などが考えられます。

## 第6章 実効性の確保

### (この条例の遵守等)

第24条 市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。

2 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。

#### 【説明】

○第24条は、この条例の実効性の確保について定めています。条例は、制定して終わりではありません。制定後、その条例の趣旨や精神が、関係者に共有され、実際の活動などに活かされることが大切です。

- ・第1項は、まちづくりの担い手である、市民並びに議会及び執行機関が、この条例を遵守することを定めています。
- ・第2項は、条例の実効性を確保するため、市長が、条例の運用状況を調査、公表し、その結果に基づき、よりよいまちづくりを進めることを定めています。また、そのためには、市民が参加する、あるいは、市民との協働ができるような仕組みを作ることが求められます。

(この条例の見直し)

第 25 条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。

【説明】

○第 25 条は、この条例の見直しについて定めています。

- ・社会情勢の変化等に対応するために、必要であればいつでも条例を見直し、時間経過による条例の形骸化を防ぎます。
- ・必要に応じて条例を見直すことは、市民がこの条例に対し関心を持ち続ける動機付けにもなります。
- ・社会情勢の変化等により条例を見直す際には、市民の意見を聞きながら見直すことを定めています。すべてのまちづくりの担い手がこの条例を理解、遵守するために、見直し時も、策定時と同様に、様々な声を広く聞くことが必要です。

## 付 則

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行します。
- 2 議会及び執行機関は、この条例の施行の際、現に存する条例、規則等その他のまちづくりに関する諸制度について、第2条に定めるこの条例の位置付けに鑑み、必要な検証を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとします。